

八潮市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見

八潮市教育委員会 学校教育部 学務課

No	提出方法	意見（概要）	市の対応と考え方
1	郵送	<p>潮止中学校の生徒数増加への対応について、今回は通学区域の変更ではなく関係する児童へ近隣の中学への入学を勧めるというのは如何でしょうか。</p> <p>例えば大曾根小学校は卒業した児童は大原中学校と潮止中学校に進学するので、潮止中学校の生徒数増加の件を伝えて、進学先は①大原中学校、②潮止中学校、③どちらでもかまわない というアンケートを実施することで、潮止中学校から大原中学校へ変更しやすい状況を作れると考えます。</p> <p>潮止小学校と大瀬小学校にも同様のアンケートを実施することで潮止中学校から八潮中学校、大原中学校へ変更する児童が増えると思います。</p> <p>新設校が出来るまでには基本の通学区域を見直して作成し、希望もしやすい自由な形になるといいと思います。</p>	<p>この度いただきましたご意見につきましては、アンケートを実施し、児童の自由な形での通学校の変更と存じます。児童や保護者の希望に沿うことができることから有効な方策の一つと考えられます。</p> <p>一方、本市では選択制ではなく、居住地に基づいた通学区域を取っており、地域と連携した学校運営をしています。</p> <p>このことにより、地域の見守りの中、通学できたり、学校の児童生徒数の見込みが立ち、教室の用意や教員の配置など、計画的に行うことができます。</p> <p>この度の改正については、通学区域以外の学校への通学について、就学指定校変更の許可基準を設けており、基準に沿って可能な限り柔軟な対応をすることとしています。</p> <p>このため、通学区域審議会や保護者説明会の内容も踏まえ、この度の案のとおりとして進めさせていただきたいと考えています。</p>